



長野県報

9月7日(月)
平成21年
(2009年)
第2098号

目次

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定
(長寿福祉課) 1

都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課) 2

林業再生総合対策事業補助金交付要綱の制定(信州の木振興課) 3

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(生活文化課NPO活動推進室) 4

大規模小売店舗立地法に基づく廃止の届出(産業政策課) 5

国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課) 5

県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課) 5

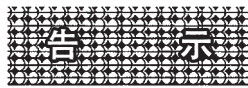
林業種苗法に基づく生産事業者の登録(森林づくり推進課) 5

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(2件)(都市計画課) 5

土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) 6

一般競争入札(病院事業局) 6

労働組合法に基づく審査の期間の目標(労働委員会事務局) 7



告示

長野県告示第448号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成21年9月7日

長野県知事 村井 仁

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人抱生会	丸の内ヘルパーステーションほほえみ	長野県松本市白板2丁目3番28号 福沢ビル1F	平成21年9月1日
株式会社春光	ヘルパーステーションワルツ	長野県松本市島立3129番地	” ”
有限会社ウェルネスライフ	ウェルネスライフ小布施	長野県上高井郡小布施町都住229 -7 リトルバイン202号	” ”

(2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社メディカルタウン	デイサービスセンターメディカルタウンげんき	長野県長野市鶴賀権堂町1450番地 3 1階 権堂中央パーキング	平成21年9月1日
株式会社春光	宅老所ワルツ	長野県松本市島立3129番地	” ”
社会福祉法人みまき福祉会	やえはらデイサービス・みはらしの郷	長野県東御市八重原2149番地	” ”
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠おぶせデイサービスセンター	長野県上高井郡小布施町小布施10 -20	” ”

(3) 福祉用具貸与				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
株式会社トライ	株式会社トライ	長野県上田市真田町本原758番地10	平成21年9月1日	
(4) 特定福祉用具販売				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
株式会社トライ	株式会社トライ	長野県上田市真田町本原758番地10	平成21年9月1日	
2 指定居宅介護支援事業者				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
株式会社マツハン	真心介護センター	長野県長野市栗田976番地	平成21年9月1日	
社会福祉法人敬老園	しなのよしだ敬老園居宅介護支援事業所	長野県長野市吉田3丁目9-19 信濃吉田駅前A-2ビル	” ”	
3 指定介護予防サービス事業者				
(1) 介護予防訪問介護				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
医療法人抱生会	丸の内ヘルパーステーションほほえみ	長野県松本市白板2丁目3番28号 福沢ビル1F	平成21年9月1日	
株式会社春光	ヘルパーステーションワルツ	長野県松本市島立3129番地	” ”	
有限会社ウェルネスライフ	ウェルネスライフ小布施	長野県上高井郡小布施町都住229-7 リトルバイン202号	” ”	
(2) 介護予防通所介護				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
有限会社浅間介護センター	有限会社浅間介護センターデイサービスセンターわが家	長野県長野市大豆島1655番地3	平成21年9月1日	
株式会社春光	宅老所ワルツ	長野県松本市島立3129番地	” ”	
株式会社ナガサカ	宅老所若草	長野県佐久市中込1133-1	” ”	
社会福祉法人みまき福祉会	やえはらデイサービス・みはらしの郷	長野県東御市八重原2149番地	” ”	
社会福祉法人博悠会	フランセーズ悠おぶせデイサービスセンター	長野県上高井郡小布施町小布施10-20	” ”	
(3) 介護予防福祉用具貸与				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
株式会社トライ	株式会社トライ	長野県上田市真田町本原758番地10	平成21年9月1日	
(4) 特定介護予防福祉用具販売				
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	
株式会社トライ	株式会社トライ	長野県上田市真田町本原758番地10	平成21年9月1日	

長寿福祉課

長野県告示第449号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成21年9月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 施行者の名称
御代田町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
佐久都市計画下水道事業 御代田町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成3年1月21日から
平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
平成2年長野県告示第54号、平成7年長野県告示第801号、平成10年長野県告示第38号、平成12年長野県告示第21号、平成14年長野県告示第461号、平成15年長野県告示第442号、平成16年長野県告示第39号の事業地のうち、大字馬瀬口字分杭及び反り地内、並びに大字御代田字山神、字大久保、字中嶋、字鉢久保、字細入、字荒町及び字井戸沢地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第450号

林業再生総合対策事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年9月7日

長野県知事 村 井 仁

林業再生総合対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、森林資源の有効利用を図り、林業の活性化を目的とする総合的な活動を推進するため、林業再生総合対策事業を行う団体の当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類、経費及び補助率)

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金交付の条件)

第3 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

(1) 補助事業(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)について、次に掲げる変更をしようとするときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

ア 補助金額の変更

イ 別表の1から3までの経費相互間における流用

(2) 補助事業(別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)を中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないとき(遂行が困難になったときを含む。)は、速やかに知事に申請してその承認を受けること。

(3) 補助事業(別表の3に掲げる事業に限る。)により整備した施設については、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該施設の全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったときは、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(4) 補助事業(別表の2及び4に掲げる事業に限る。)を実施した林地については、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に、当該林地の全部又は一部が転用されたとき(当該林地を売り渡し若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設置した林地以外の用途に転用する場合を含む。)は、交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(5) 補助事業に係る帳簿又は証拠書類は、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(交付申請書等)

第4 規則第3条に規定する申請は、林業再生総合対策事業補助金交付申請書によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 別表の1から3までに掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)

事業計画書、収支予算書その他知事が特に必要と認める書

類

(2) 別表の3及び4に掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業に限る。)

実行調査、実行内訳書、事業位置図、実測図、事業費精算書その他知事が特に必要と認める書類

3 前項の書類の提出期限は、別に定める。

(変更承認申請書等)

第5 第3第1項第1号又は第2号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 第3第1項第1号の場合

林業再生総合対策事業変更承認申請書

(2) 第3第1項第2号の場合

林業再生総合対策事業中止(廃止、完了期限延長)承認申請書

(交付申請書の取下げの期限)

第6 規則第7条第1項に規定する交付申請の取下げは、当該補助金の交付決定の日から15日以内に知事に対して行うものとする。

(実績報告書等)

第7 規則第12条第1項に規定する実績報告書(別表の1から3に掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)は、林業再生総合対策事業実績報告書によるものとする。

2 規則第12条第1項に規定する関係書類(別表の1から3に掲げる事業(同3の(3)に掲げる事業を除く。)に限る。)は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書

(2) 収支精算書

(3) その他知事が特に必要と認める書類

3 前項に規定する書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付の請求)

第8 補助事業者が補助金交付の請求(概算払を含む。)をしようとするときは、林業再生総合対策事業補助金交付(概算払)請求書を知事に提出するものとする。

(申請書等の様式)

第9 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に定める。

(申請書等の経由)

第10 補助事業者等が、規則及びこの要綱の規定により、知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所長を経由するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年度の補助金から適用する。

(別表) (第2関係)

事業の種類	経費	補助率
1 林業再生協議会活動推進事業	森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱(平成21年5月29日21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「加速化・再生要綱」という。)第5の規定による地域協議会(以下「地域協議会」という。)が、知事の認定を受けた林業再生事業計画(以下「認定林業再生事業計画」という。)に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 協議会の設立・運営 (2) 地域の課題解決に向けた事業計画作成その他事業実施のための調査 (3) 間伐・路網整備等の計画の調整、間伐材の供給・需要に係る協定締結等の調整、事業実施に向けた関係者の同意取付等の調整 (4) 事業計画の作成、事業のフォローアップ (5) 地域材の利用拡大等の普及や事業実施のための研修等の取組 (6) その他事業実施に必要な事業	10分の10以内
2 林業再生境界明確化事業	集落協議会(加速化・再生要綱第5第1項第4号の規定により設置された地域協議会の部会として、認定林業再生事業計画の実行及び連絡調整等を行う協議会をいう。以下同じ。)及びその構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者の組織する団体、林業事業者その他知事が認める者が認定林業再生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 境界明確化に向けた事前調査 (2) 境界明確化現地調査 (3) 間伐等の実施に向けた成果の整理	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。
3 林業再生基盤整備事業	集落協議会及びその構成員のうち、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人(分収林特別措置法(昭和33年法律第57号)第9条第2号に規定する森林整備法人をいう。以下同じ。)、林業公社、施業受託者(5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林施業計画を樹立するとともに、取組内容(施業委託契約、森林施業計画等)を地域に公表している事業者をいう。)、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)に規定する特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者(5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託している者に限る。)その他知事が認める者が認定林業再生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費 (1) 中核作業道整備及び関連条件整備活動 (2) 基幹作業道整備及び関連条件整備活動 (3) 作業路整備及び関連条件整備活動	10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。

4 集落林整備事業

集落協議会及びその構成員のうち、市町村、森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、林業公社、林業経営体その他知事が認める者が認定林業再生事業計画に基づいて行う次に掲げる事業に要する経費
(1) 侵入竹の除去及び関連条件整備活動
(2) 森林病虫害防除及び関連条件整備活動
(3) 広葉樹林等の再生及び付帯施設整備並びに関連条件整備活動
(4) 修景等環境保全及び関連条件整備活動

10分の10以内。ただし知事が定める額を限度とする。

信州の木振興課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年9月7日

長野県知事 村井 仁

- 1 申請のあった年月日
平成21年8月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人気塾
- 3 代表者の氏名
小泉連夫
- 4 主たる事務所の所在地
上田市下室賀783番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害福祉サービス事業の経営を中心に、さまざまな活動を通して、障がいをもたれた方々の社会的自立の促進と地域の交流、職業能力の開発や就労支援を行い、もって在宅障がい者福祉の向上と地域の福祉意識の高揚・環境の整備に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成21年9月7日

長野県知事 村井 仁